

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

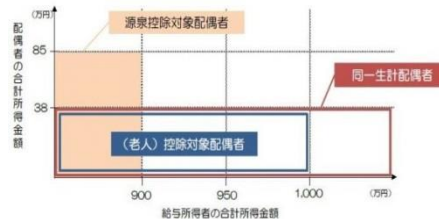
河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

平成30年1月1日より、所得税の配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されました。給与計算担当者は、給与計算時には、給与計算ソフトの更新が必要となりますので、ご注意ください。また、各従業員が、どの年収にあたるか確認をして頂き、給与計算ソフトの設定が必要となります。



改正点① 「夫」の所得 900 万円 (年収 1,120 万円) を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。

⇒ ■ 「夫」の所得 900 万円 (年収 1,120 万円) を超えると、3段階で控除額が減り、「夫」の所得 1,000 万円 (年収 1,220 万円) を超えると、「妻」の年収が 103 万円以下であっても、配偶者控除および配偶者特別控除は受けられません。

<必要なお対応>

- ☑1月に支払う給与より、所得 900 万円 (年収 1,120 万円) を超える従業員は、配偶者がいる場合、給与ソフトの配偶者控除の設定を外して下さい。 (※各給与計算ソフトの説明に従って下さい。)
- ☑今まで配偶者控除を受けていた所得 900 万円 (年収 1,120 万円) を超える従業員は、1月より配偶者控除を受けられなくなり、所得税が上がりますので、該当の従業員にお知らせ下さい。
- ☑なお、年末調整にて申告により、「夫」の所得 900 万円を超え 1,000 万円以下 (年収 1,120 万円を超え 1,220 万円以下)、「妻」の年収 201 万円以下であれば、段階的な配偶者特別控除は受けられます。

改正点② 「税法上扶養1」とカウントできる扶養の範囲が変わりました。

⇒ ■ 「夫」の所得 900 万円以下 (年収 1,120 万円以下) ・「妻」の年収 150 万円以下 のみ、税法上扶養1とカウントします。(「源泉控除対象配偶者」)

<必要なお対応>

- ☑1月に支払う給与より、扶養人数のカウント方法が変わりますので、「夫」「妻」の収入の確認が必要となります。
- ☑「夫」の所得 900 万円以下 (年収 1,120 万円以下) ・「妻」の年収が、103 万円を超え 150 万円以下であれば、毎月の給与にて「夫」は、満額の控除(38万円)を受けられます。
また、「妻」の年収が、150 万円を超え 201 万円以下の場合、年末調整にて申告により、「夫」は段階的な配偶者特別控除を受けられます。
- ☑「妻」自身の所得税は、今まで通り 103 万円を超えると発生し、社会保険の扶養を外れる「130 万円の壁」は変わりません。
(便宜上「納税者本人」=「夫」、「配偶者」=「妻」としております。)

【国税庁より】

確定申告にはマイナンバーが必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、税務署へ提出する申告書や申請書等には、マイナンバーの記載が必要となっています。確定申告の際には、「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。申告会場には、お忘れのないよう、ご持参下さい。

◇マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方◇

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と本人確認)が可能です。

◇マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方◇

ご本人のマイナンバーを確認できる書類 (マイナンバー通知カードorマイナンバーの記載がある住民票の写し) + 本人確認書類 (運転免許証・パスポート・公的医療保険の被保険者証 などのうちから1つ) 申告書には、申告者ご本人のマイナンバーを記載する箇所があります。
なお、扶養家族のマイナンバーは、申告書に記入するのみであり、本人確認書類は必要ありません。



【国税庁より】